

沖縄県立芸術大学附属図書・芸術資料館規程
(昭和61年7月10日教授会決定)

改正 平成2年6月7日

(趣旨)

第1条 沖縄県立芸術大学学則第54条の規定に基づき、沖縄県立芸術大学附属図書・芸術資料館規程を定める。

(目的)

第2条 沖縄県立芸術大学附属図書・芸術資料館（以下「本館」という。）は、図書資料、芸術資料等を収集、整理、管理及び利用に供し、本学教職員及び学生等の教育並びに調査、研究に資することを目的とする。

(運営)

第3条 本館の企画、運営に関する重要事項を審議するために本館に附属図書・芸術資料館運営委員会を置く。

2 附属図書・芸術資料館運営委員会に関する規程は、別に定める。

(雑則)

第4条 この規程に定めるもののほか、本館の運営に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則 (平成2年6月7日)

この規程は、平成2年6月7日から施行する。